

# 平群町公金管理運用方針

## 1 目的

地方自治法の趣旨を踏まえ、安全で確実かつ有利な資金の管理に取り組む必要があるため、本町の公金の保管・運用に関する方針等について、必要な事項を定める。

## 2 資金管理の原則

- ・公金の保管・運用に当たっては、下記の事項を原則とする。
  - (1) 安全性の確保  
元本が確実に回収できること
  - (2) 流動性の確保  
短期・長期を問わず、支払いに支障を来さないよう流動性を確保すること
  - (3) 効率性の追求  
膨大な事務量を投下することがないよう、効率性に留意すること
- ・公金運用にあたっては、当該金融商品を満期又は期限まで保有することを原則とする。ただし、次に掲げる場合は、運用中の預金の解約又は債権の売却を行うことができる。
  - (1) 資金の安全性を確保することが必要になった場合
  - (2) 支払現金等、流動性の確保が必要になった場合
  - (3) 安全性を確保しつつ、効率性を向上させるために商品の組み替え、債券の売却を行う場合

## 3 公金の種類

この方針で定める公金とは、歳計現金、歳入歳出外現金、基金及び一時借入金をいう。

## 4 資金運用の対象

資金運用の対象商品は、次のとおりとする。

- (1) 預金（普通預金、定期預金、通知預金、譲渡性預金）
- (2) 債券（国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債）
- (3) 郵便貯金（定期預金）

## 5 歳計現金の保管・運用

歳計現金は日々の支払いに充てる準備金であることから、原則として指定金融機関及び指定代理金融機関における決済用預金で保管することとし、一定期間の運用が可能な資金については、通知預金、大口定期預金、債券等有利な運用に努める。

## 6 歳入歳出外現金の保管・運用

歳入歳出外現金の保管・運用は、歳計現金の例による。

## 7 基金の保管・運用

基金の保管・運用は、定額運用基金を除いて一括で行うものとし、安全性の確保できる預金及び債券とする。

2 一括で運用した基金の運用益は、毎年度4月1日時点の基金残高に応じて配分する。

3 基金の運用は、各基金の設置目的並びに積立及び処分の計画等を各基金担当課にも確認のうえ1年を超えて行うことができるものとする。

## 8 預託先金融機関

預託先金融機関は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び証券会社とし、借入金債務との相殺が可能な金融機関を優先的に選定することとする。

2 運用に際しては、次の各号のいずれかに抵触した金融機関に預貯金をしないこととし、運用期間中に抵触した場合には速やかに預貯金を解約し元金の保全を行う。ただし、指定金融機関及び指定代理金融機関が次の各号のいずれかに抵触した場合は、可能な範囲で預託先を他の金融機関に移動するなど、別途緊急時の運用方法を検討する。

- (1) 自己資本比率が国際的な業務展開を行う金融機関にあつては8パーセント未満、国内だけで業務展開する金融機関にあつては4パーセント未満となった場合
- (2) 格付けが公表されている金融機関については、主要な格付機関が長期債の格付けを投資適格等級から外れると判断した場合
- (3) その他会計管理者が求めた事項に対し、明確な説明と誠意ある対応がなされない場合

## 9 一時借入金の保管

- (1) 一時借入金の保管は、歳計現金として保管する。
- (2) 当該年度の資金状況、金利の動向を勘案し、資金が不足する期間、金額を精査して借り受けるものとする。

## 10 債券運用方法

債券による運用を行う場合には、2資金管理の原則に則り、下記の方法により運用する。

### (1) 債券種別

投資元本が確実に償還される発行体のものであつて、危急の際の現金化が確実な流動性の高い国債、地方債、政府保証債に限ること。

### (2) 運用期間

価格変動リスクを避けるため、原則として債券の償還期限まで保有すること。

ただし、基金の取崩しが必要になる等やむをえない場合は、償還期限までに債券を売却することができる。

### (3) 購入価格

購入価格が額面価格を上回らない債券とすること。

ただし、やむをえず購入価格が額面価格を上回る条件で購入する場合は、満期償還時における受取利息が額面価格と購入価格の差額を上回るものに限って購入することができる。

### 1 1 企業会計部門との調整

会計管理者と下水道事業管理者は、相互の資金管理について情報交換を密にし資金管理の原則に基づき管理・運用に努めるものとする。

### 1 2 平群町公金管理検討委員会

公金の管理・運用に関する事項の協議については、平群町公金管理検討委員会（平成 17 年 3 月 31 日要綱第 14 号）で行う。

### 1 3 その他

必要に応じ本方針の改正ができるものとする。

### 附 則

この方針は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行する。